

北栄町告示第 103 号

北栄町ごみ収集日程表等広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が作成し、町民へ配布するごみ収集日程表又はごみの区分と出し方等(以下「日程表等」という。)へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第 2 条 日程表等に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 本町が推奨していると誤解を与えるおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告にかかるもの
- (4) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- (5) 風俗営業又はこれに類するおそれのあるもの
- (6) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (7) 公の選挙若しくは投票の事前活動に該当するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格等)

第 3 条 広告の掲載規格等は別表のとおりとする。ただし、広告の内容によっては変更する場合がある。

2 広告には、広告主及び広告主の連絡先を表示しなければならない。

(広告掲載の募集)

第 4 条 広告掲載の募集は、次の各号に掲げる内容を記載して町の広報、ホームページ等を通じて行うものとする。

- (1) 日程表等の作成部数
- (2) 日程表等の発行時期
- (3) 納付しなければならない広告の掲載料
- (4) 募集にかかる申込期間
- (5) その他必要な事項

(広告掲載料)

第 5 条 広告掲載料は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) ごみ収集日程表 1 枠につき 9,300 円
- (2) ごみの区分と出し方 1 枠につき 9,300 円

(広告掲載の申込み)

第6条 日程表等に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、町長に北栄町ごみ収集日程表等広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の版を添えて、第4条第4号に規定する申込期間に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申込みがあった場合は、内容を審査のうえ広告掲載の可否を決定し、結果を北栄町ごみ収集日程表等広告掲載結果通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 前項の規定により可否を決定する場合、次に定める順序により広告主を決定するものとする。

(1) 北栄町一般廃棄物収集運搬許可業者又は収集委託・処理を請け負う広告主の広告

(2) 申込み時期の早い広告

3 前項の規定によっても広告主を決定することができないときは、抽選により広告主、広告位置等を決定するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、町で広告主を選定し、広告掲載の依頼を行うことができるものとする。

(1) 申込者がいない場合

(2) その他町長が必要と認める場合

(広告掲載料の納付等)

第8条 広告主は、第5条に定める広告掲載料を町長が指定する日までに全額納付し、掲載しようとする広告の原稿又は原稿に準ずる電子データ等を提出しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第9条 町長は、指定する期日までに広告主が前条に規定する広告掲載料の納付又は原稿を提出しないときは、広告掲載の決定を取消することができる。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料を還付するものとする。

(広告の責任)

第11条 広告の内容等にかかる責任は、当該広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月12日から施行する。

別表(第3条関係)

	広告の規格	広告の位置等
ごみ収集 日程表	縦 40mm×横 80mm	(A 2 : 中央切離し)右ページ下部 ○年度北栄町(○地区)ごみ収集日程表 各種ごみ収集日程記載欄 その他案内等 広告 1 広告 2 広告 3
ごみの区 分と出し 方	縦 40mm×横 80mm	(A 4 : 冊子)背裏紙または本文 中央～下部 各種お知らせ 広告 1 広告 2 広告 3 広告 4

様式第 1 号(第 6 条関係)

北栄町ごみ収集日程表等広告掲載申込書

年 月 日

北栄町長 様

申込者

住 所

法人名

代表者

担当者

連絡先

北栄町ごみ収集日程表等広告掲載に関する要綱第 6 条の規定により、次のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載希望位置(いずれかに○をすること)

- ・ごみ収集日程表
- ・ごみの区分と出し方
- ・その他 ()

2 掲載内容(版を別途添付すること)

3 申込みにおける承諾事項

- (1) 申込みのあった広告の掲載の可否は、第 7 条の規定に基づき決定されること。
- (2) 広告の内容等にかかる責任は、申込者が負うこと。

様式第2号(第7条関係)

(文書番号)

年 月 日

様

北栄町長

北栄町ごみ収集日程表等広告掲載結果通知書

年 月 日付で申込みのあった広告の掲載について、北栄町ごみ収集日程表等広告掲載に関する要綱第7条の規定により通知します。

記

1 結 果 可 ・ 否
(否の場合の理由)

2 掲載する広告

3 広告掲載料

円

4 掲載条件等

- (1) 広告掲載料を下記の期限までに同封の納付書により納付してください。
- (2) 広告の原稿又は原稿に準ずる電子データを下記の期限までに提出してください。

提出先：

原稿提出期限： 年 月 日

広告掲載料納付期限： 年 月 日

※ 期限までに原稿の提出又は広告掲載料の納付がない場合、広告掲載の決定を取消しますのでご注意ください。